

鹿児島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

平成20年3月5日

選挙管理委員会訓令第1号

最終改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第194条の規定により、鹿児島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 鹿児島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、無記名投票で行い、最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじでこれを定める。

- 2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員（以下「委員」という。）に異議がないときは、前項の選挙について指名推選の方法を用いることができる。この場合においては、指名されたものを当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。
- 3 委員長及び第4条に定める委員長の職務代理者が共にいないときは、年長の委員が、臨時にその職務を行う。

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

- 2 委員長が委員を辞したとき、又は委員長の職を辞したとき、その他委員長が欠けるに至ったときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長の職務代理者)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

(委員及び委員長の辞職)

第5条 委員が辞任しようとするときは、辞職願を委員長に提出しなければならない。

- 2 委員長の辞職願は、委員長の職務を代理する委員に提出しなければならぬ

い。

(委員長等の異動)

第6条 委員長、委員長の職務代理者及び委員に異動があったときは、委員会は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員会の招集)

第7条 委員会の招集は、委員に対する告知により行う。

2 前項の告知には、委員会招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

3 委員の選挙後、最初に行われる委員会の招集は、事務局長が行う。

(欠席の届出)

第8条 委員会に出席することのできない事情のある委員は、あらかじめ委員長にその旨を届け出なければならない。

(急施案件の付議)

第9条 委員会招集の告知後に急施を要する案件があるときは、直ちにその会議に付することができます。

(関係人の出席)

第10条 委員会は、必要があると認めたときは、鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の長又は関係職員の出席を求め、その説明を聴取することができる。

(会議録)

第11条 委員長は、職員をして会議録を調製し、会議のてん末及び出席者の氏名を記載させなければならない。

2 出席委員は、前項の会議録を点検し、その末尾に署名しなければならない。

(議事手続)

第12条 この訓令に規定するもののほか、委員会の開閉、議決その他委員会の議事に関しては、広域連合の議会の例による。

(委員長の担任事務)

第13条 委員長の担任する事務は、おおむね次に掲げるところによる。

(1) 委員会を運営し、議案を提出し、その議決を執行すること。

(2) 委員会の予算の経理に関すること。

- (3) 公印及び書類の保管に関すること。
- (4) 職員の任免及び服務に関すること。
- (5) 法令により委員長の権限に属すること。
- (6) その他委員会の事務処理に関すること。

(専決処分)

第14条 委員長は、別表第1に定める事項を専決することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告しなければならない。

(委任)

第15条 委員長は、その権限に属する事務の一部を委員会の職員に委任し、又は専決させることができる。

(事務局の設置)

第16条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に総務課（以下「課」という。）を置く。

(職員)

第17条 事務局に事務局長、課長及び主査又は主事を置く。

2 事務局長には書記長を、課長及び主査又は主事には書記をもって充てる。

3 前項の書記長には広域連合事務局長を、書記には広域連合事務局総務課長及び広域連合事務局総務課に所属する職員をもって充てる。

4 職員の定数は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年条例第4号）の定めるところによる。

(事務局長の職責)

第18条 事務局長は、委員長の命を受け、事務局を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局長は、事務局の事務について、隨時委員長に報告しなければならない。

(課長の職責)

第19条 課長は、事務局長の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課長は、課の事務を効率的に運営するとともにその執行状況を把握し、随

時事務局長に報告しなければならない。

(その他の職員の職責)

第20条 主査又は主事は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命に従い、
担任事務の処理に専念しなければならない。

(所掌事務)

第21条 課は、次の事務を所掌する。

- (1) 委員会の運営に関すること。
- (2) 会議録の調製に関すること。
- (3) 直接請求に関すること。
- (4) 委員会関係規程の制定及び改廃に関すること。
- (5) 告示及び公告に関すること。
- (6) 各種情報の収集整理に関すること。
- (7) 委員の身分及び資格の喪失に関すること。
- (8) 委員の報酬及び費用弁償等に関すること。
- (9) 職員の人事及び服務に関すること。
- (10) 予算の経理に関すること。
- (11) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (12) 情報公開制度に関すること。
- (13) 個人情報保護制度に関すること。
- (14) 物品の管理及び出納に関すること。
- (15) 公印の保管に関すること。
- (16) その他庶務に関すること。

(事務局長の専決事項)

第22条 事務局長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 公文書の開示に関すること。
- (2) 前号のほか、委員長の決裁を受けるべき事項にあてはまらない事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、鹿児島県後期高齢者医療広域連合事務処理規程（平成19年訓令第1号。以下「事務処理規程」という。）の例による。

(課長の専決事項及び事務局長が不在のときの代決)

第23条 課長が専決できる事項は、事務処理規程の例による。

2 事務局長が専決する事項について、事務局長が不在のときは、課長が代決する。

(代決の原則)

第24条 代決できる事項は、特に緊急を要するものでかつ重要でないものに限るものとする。ただし、異例に属する事項又は上司があらかじめ代決してはならないと指定した事項については、代決することができない。

(代決後の報告)

第25条 代決した事項については、速やかに上司に報告し、又は関係文書を上司の閲覧に供しなければならない。

(記名)

第26条 事務局外に発送する文書は、別に定めのあるものほか、委員長名をもってする。ただし、事務局長が、委員長の命によって発送する文書は、事務局長名をもってする。

2 簡易な通知、依頼及び照会文書は、事務局長名又は事務局名をもってすることができる。

(記号及び番号)

第27条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。

2 前項の記号は「鹿後広選」を冠し、文書発送簿により番号を付する。

(決裁区分)

第28条 原議書等は、決裁を受けるための提出先に従って、次の区分による表示をするものとする。

委員長=委 事務局長=局 課長=課

(文書の閲覧、謄写)

第29条 保存中の重要文書は、これを閲覧させ、又は謄写させることができない。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。

2 その他の文書類は、事務局長の承認を得たときに限り、これを閲覧させ、又は謄写させることができる。

(公印)

第30条 事務局に別表第2に定める公印を備え付け、課長がこれを保管する。

2 公印については、前項に定めるもののほか、広域連合事務局の例によるものとする。

(服務)

第31条 職員の勤務時間、職務に専念する義務の免除及び服務等については、特に定めるもののほか、広域連合事務局の例によるものとする。

(補則)

第32条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合事務局の例によるものとする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日選挙管理委員会訓令第1号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

- (1) 諸証明の発行に関すること。
- (2) 直接請求の要件となる請求権を有する者の数の告示に関すること。
- (3) 第6条に規定する告示及び委員会の議決した事項の告示に関すること。

別表第2（第32条関係）

公印の名称	ひな型	寸法 (ミリメー トル)	字体	使用区分	個数
鹿児島県後期高 齢者医療広域連 合選挙管理委員 会印	鹿児島県後期 高齢者医療広域連 合選挙管理委員会印	方24	てん書体	広域連合選 挙管理委員 会名による 公文書用	1
鹿児島県後期高 齢者医療広域連 合選挙管理委員 会委員長印	鹿児島県後期 高齢者医療広域連 合選挙管理委員会 委員長印	方24	てん書体	広域連合選 挙管理委員 会委員長名 による公文 書用	1
鹿児島県後期高 齢者医療広域連 合選挙管理委員 会事務局長印	鹿児島県後期 高齢者医療広域連 合選挙管理委員会 事務局長印	方24	隸書体	広域連合選 挙管理委員 会事務局長 名による公 文書用	1